

## 複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課（06-6615-6833）
処分課（担当）名	建設局道路河川部河川課
行政指導の名称	道頓堀川遊歩道等の使用に関する指導
関連する 他局の名称	—
概要	道頓堀川遊歩道等の使用に関する指導では、道頓堀川遊歩道等の使用について、禁止行為等を定めて指導を行っています。
根拠となる要綱等	道頓堀川遊歩道等の使用に関する行政指導要綱 （建設局道路河川部河川課窓口にて設置）
行政指導指針	道頓堀川遊歩道その他付属施設の使用について、市民が遊歩道を安全かつ適正に使用できること並びに遊歩道及びその周辺の地域における良好な環境を保持することを目的とし、本要綱において禁止する場合には、必要な措置を講ずる。
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000211441.html">https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000211441.html</a>
備考	